

別表第 1

その 1 ばい煙に係る指定施設

指 定 施 設	規 模 ・ 能 力
1 ボイラー 〔 温水ボイラー 蒸気ボイラー 熱風ボイラー等 〕	総理府令で定めるところにより算出した伝熱面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの (バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のものを除く。)
2 金属の精製又は鑄造の用に供する熔解炉 〔 キューボラ 反 射 炉 電 気 炉等 〕	ア 火格子面積 (火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が 0.5 平方メートル以上 1.0 平方メートル未満のもの イ 羽口面断面積 (羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)が 0.25 平方メートル以上 0.5 平方メートル未満のもの ウ バーナーの燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 25 リットル以上 50 リットル未満のもの エ 変圧器の定格出力が 100 キロボルトアンペア以上 200 キロボルトアンペア未満のもの
3 廃棄物焼却炉	ア 火格子面積 1.0 平方メートル以上 2.0 平方メートル未満のもの イ 焼却能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上 200 キログラム未満のもの

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 2 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 7 項に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 7 項に規定するガス工作物

その 2 粉じんに係る指定施設

指 定 施 設	規 模 ・ 能 力
1 鉱物(コークスを含む。)又は土石の堆積場	面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの

備考 次に掲げる施設を除く。

- 1 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 2 条第 2 項の本文に規定する鉱山に設置される施設
- 2 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条に規定する知事の認可をうけた岩石採取場

その3 汚水に係る指定施設

指定施設	規模・能力
1 し尿処理施設	処理対象人員が301人以上500人以下のもの。 ただし、処理対象人員が300人以下であっても同一敷地内の施設の合計が301人以上になるものも含む。

- 備考 1 この表において「処理対象人員」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した人員とする。
- 2 次に掲げる施設を除く。
- (1) 公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する施設をいう。）に接続する施設
 - (2) 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設

その4 悪臭に係る指定作業

指定作業	規模・能力
1 吹付塗装作業	塗装工場、自動車修理工場における作業に限る。

- 備考 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域に所在する工場等を除く。

その5 騒音又は振動に係る指定施設等

区分	指 定 施 設 等	規 模 ・ 能 力
騒 音	1 機械プレス	呼び加圧能力が 30 重量トン未満のもの
	2 せん断機	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上 3.75 キロワット未満のもの
	3 空気圧縮機又は送風機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のもの
	4 コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.25 立方メートル以上 0.45 立方メートル未満のもの
	5 アスファルトプラント	混練機の混練重量が 100 キログラム以上 200 キログラム未満のもの
	6 ダイカストマシン	呼び加圧能力 50 重量トン以上のもの
	7 冷凍機（往復動式、ロータリ式、遠心式のものに限る。）	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもので家庭用パッケージ型を除く。
	8 クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のもの
	9 遠心分離機	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のもの
	10 天井走行クレーン又は門型走行クレーン	原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のもの
	11 製缶作業	厚さ 0.5 ミリメートル以上の金属板を加工するもので電気、ガスを用いる金属の溶接機又は切断機等を使用する作業に限る。）
	12 研磨作業	（仕上げ作業を除く。）
	13 木材加工作業	業として電気のこぎり又は電気カンナを使用して木材の切削を行う作業であって、建築工事の現場において臨時的に行う作業を除く。
振 動	1 コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.25 立方メートル以上 0.45 立方メートル未満のもの
	2 ダイカストマシン	呼び加圧能力が 50 重量トン以上のもの
	3 冷凍機（往復動式、ロータリ式、遠心式のものに限る。）	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のもので家庭用パッケージ型を除く。
	4 遠心分離機	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のもの

備考 次に掲げる施設又は工場等を除く。

- 1 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項に規定する鉱山に設置される施設
- 2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 7 項に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 7 項に規定するガス工作物
- 4 騒音規制法（昭和 43 年法律第 93 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域に設置される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置している特定工場等
- 5 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地域に設置される同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設を設置している特定工場等
- 6 茨城県公害防止条例（昭和 46 年茨城県条例第 39 号）第 2 条第 4 項の規定により特定施設を設置している工場等
- 7 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域に所在する工場等